

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県電気機械器具製造業最低工賃（令和3年岩手労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年4月10日

岩手労働局長 白石 好春

岩手県電気機械器具製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
電 子 部 品 （印刷回路 基板に用い るものに限 る。）	リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 54 銭
	リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき 60 銭
	コイルの巻線（巻線機を使用するものに限る。）	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき 2円60 銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき 1円90 銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1個につき 8 銭
ワイヤーハーネス	コネクタ端子差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37 銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 32 銭
	チューブ通し（電線の被覆を保護するため電線を丸チューブ	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 60 銭

	に通し入れることをいう。)	自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 51 銭
トランス	手作業によるコア詰め（E・I コアを詰め込むものに限る。）	長さが35 ミリメートル以上48 ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5 ミリメートルのコアを25 枚以上35 枚以下の枚数詰め込むもの	1 個につき 12 円 67 銭

4 効力発生の日 令和7年6月1日